

「協働のまちづくり」がスタート

平成23年度自治会代表者会議



昨年9月に制定し、本年4月から施行されました「町自治会活動推進条例」に基づき、各地区の町内会や自治会において新たな自治活動がスタートしました。

この条例は、住民の皆さんが自主的に組織されていた町内会などと町行政との関係や役割、それぞれの責任などを定め「協働のまちづくり」の推進を図るものです。

条例の施行によりこれまでの出張員制度やまちづくり交付金制度が廃止され、条例に基づく新たな交付金制度（自治会活動推進交付金）が創設されています。

また、住民相互の親睦と交流の促進や地域の課題解決に向けた自主的な活動を支援する交付金（まちづくり活性化交付金）が盛り込まれ、各自治会では個々に抱える行政では直接支援できない課題解決や自治会内での親睦を深めることなど多方面の視点からの具体的な活動の検討が進められることになりました。

この条例に基づき、初めての自治会代表者会議が6月7日保健福祉センターみなくるで開催され、22名の各地

域の代表者や各役員の皆さんが出席しました。会議では、はじめに池部町長より条例の趣旨や目的、自

治会と町行政との関係について触れ、『自治会活動推進条例は国の地域主権改革と比べると「小さな一歩」ではあります。ここに協働の理念が確立されたことは、今後のまちづくりにおいて「大きな一歩」であり、条例の理念をしっかりと踏まえて町政の施策を推進してまいります』と述べられました。

また、情報の共有と町政施策全般への理解を深めていただくために、平成23年度の主要な事業などの町政の概要についても報告し、引き続き各担当課長より所管事項について説明を行いました。

このあと、質疑応答に入り、次のような9点の質問や要望などが出され、町としての考え方を述べるとともに、今後の町政に理解と協力をお願いしました。

- ・1年間のゴミ収集日の周知のあり方について
- ・幾寅地区公営住宅の政策的空き家の状況や今後の計画について
- ・自治会活動推進交付金の中のまちづくり活性化交付金の活用方法について
- ・町道路肩の草刈の時期について



- ・公営住宅の計画的営繕について
- ・各家庭のテレビ地デジ化対応について
- ・自治会活動推進条例に基づく今後の推進の仕組みづくりについて
- ・イトウ保護条例制定に基づくイトウを通じた環境教育の推進と地域交流センター（旧東鹿越小学校）の後活用について
- ・各地域の放課後児童の居場所づくりについて

自治会活動推進条例・施行規則（抜粋）

○自治会活動推進条例

（目的）

第1条 この条例は、豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざし、協働のまちづくりを推進するため、南富良野町の住民が自主的に組織する自治会の活動を推進するに必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）自治会 一定の地域に住む人たちが、明るく住み良い豊かなまちづくりを目指し、地域における生活課題や身近な環境整備、安全・福祉など様々な公共的課題の解決に取り組むとともに、レクリエーション等の親睦活動を通じ、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な活動組織をいう。
- （2）地区自治会 自治会の参加をもって組織された字毎の連合的組織をいう。
- （3）協働 住民及び町がそれぞれの役割及び責任の下で、協力して公共的課題の解決にあたることをいう。（自治会活動推進に対する町の責務）

第4条 町長は、自治会及び地区自治会（以下「自治会等」という。）から自治活動の向上に関して提案及び要請があったときは、各関係機関と調整を図り、施策を講じるよう努めなければならない。

2 前項の施策は、自治会の自主性を損なうものであってはならない。

（行政における自治会の位置づけ）

第5条 町長は、町政への住民参加と町政の円滑な推進を図るため、自治会等を住民自治の一翼を担う地域自治組織として位置づけるものとする。

2 町長は、地域住民への行政事務全般の執行に関する周知、連絡、文書類の配布、調査及び取りまとめ等を自治会等に依頼することができるものとする。

3 自治会等は、町長から依頼があったときは、町政への参画と協働の理念のもと、町行政との連携を図るものとする。

4 町長は、町行政の推進に必要があるときは、自治会代表者会議あるいは地区自治会代表者会議を開催し、町行政との連携を求めることができるものとする。

5 町長は、自治会等の協力のもとに、行政の執行状況及び行政上の課題、問題点等について、あらゆる機会を設けて住民に報告、説明するとともに、まちづくりに対する住民の意見や提言及び要望等を把握するため、移動町長室等を開催するものとする。

（自治会活動推進交付金）

第6条 町長は、自治会等の活動及び運営に要する経費の一部を予算の範囲内において、規則の定めるところにより自治会活動推進交付金として交付するものとする。

○自治会活動推進条例施行規則

（自治会代表者会議等の開催）

第4条 条例第5条第4項に定める自治会代表者会議及び地区自治会代表者会議の開催については、次のとおりとし、次の各号に掲げる会議の目的等は、当該各号に定めるところによる。

- （1）自治会代表者会議 町政事務事業に関する情報提供及び町政全般にわたる意見交換、自治会活動の向上に関する提案、要請の機会とし、必要の都度開催するものとする。
- （2）地区自治会代表者会議 自治会代表者会議の開催内容及び移動町長室の開催関係の事前協議、自治会活動推進に関する新たな取組みに対する意見調整など、全町的な自治会活動の推進に関する事項を検討する会議とし、必要の都度開催するものとする。（移動町長室の開催）

第5条 条例第5条第5項に定める移動町長室の開催については、次のとおりとする。

- （1）定期開催 地区自治会ごとに毎年11月中に開催するものとする。
- （2）その他 自治会等から移動町長室の開催要請があったときは、その都度開催するものとする。（自治会活動推進交付金）

第6条 条例第6条に定める自治会活動推進交付金は、次のとおりとし、次の各号に掲げる用語の意義及び交付先は、当該各号に定めるところによる。

- （1）まちづくり地域活性化交付金 住民相互の親睦と交流の促進、地域の課題解決に向けた自主的な取組みに対する交付金で、交付先は地区自治会とする。
- （2）行政事務協力交付金 条例第5条第2項及び第3項に基づく行政事務への協力交付金で、交付先は自治会等とする。